

○道路法第37条に基づく占用制限の指定区域

| 道路の種類 | 路線名 | 占用を制限する区域 | 管理している事務所 |
|-------|-----|-------------------------------------|-----------|
| 一般国道 | 47号 | 山形県東田川郡庄内町余目新田字堰下29番1から同町跡字殿腰249番まで | 酒田河川国道事務所 |
| 一般国道 | 47号 | 酒田市大町字上割150番4から同市東町二丁目2番5まで | 酒田河川国道事務所 |

○制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

○占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。